

保険料水準の平準化について

1 第2回鳥取県国民健康保険運営協議会（令和2年11月9日）における報告内容

《当初県案》

「将来的な保険料水準の統一」を現時点で運営方針に明記することは困難であり、県としては保険料水準平準化の取組として、まずは市町村相互の支え合い機能を強化するために、「納付金の算定方法」統一を協議。

【当初県案に対する連携会議（8月19日）での意見】

- ・運営方針には少なくとも将来的な方向性を明記する必要がある。国が示したガイドラインに沿って統一について議論を深め、鳥取県の国民健康保険の方向性を導き出した上で、個別事項はその方向性に沿って調整していくことを希望。
- ・統一保険料（税）率実現の最終形（相互扶助の度合い）のイメージの合意形成が図られない段階にあつては、市町村ごとの取組が十分に尊重され、取組にあつた評価がされる仕組みとする必要がある。
- ・統一保険料（税）率を実現する場合は、国交付金（県）は納付金を引き下げる財源として活用すべきと考えているが、現時点では統一化に否定的な意見があると明記されている状況であるため、同意できない。

- 保険料水準の平準化について、県・市町村連携会議における「将来的な方向性の明記」をするべきとの意見を踏まえ、令和2年10月13日に開催した同会議で改めて次の内容を提案したが合意できず、現在調整中。

《修正県案》

- ・将来的な保険料水準の統一に向けて議論を深め、市町村間の意見の調整を図っていく。
- ・統一化に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していく。
- ・上記の取組により保険者努力支援制度で評価されたことによる交付金（県分）は、納付金賦課総額の抑制のために活用

【県案に対する連携会議での意見】

- ・ゴール（統一化）をはっきり決めてからでないと、このままでは議論が進まない。
- ・県としての意思を示し、もっとリーダーシップを発揮すべき。

2 その後の状況

令和2年12月24日の県・市町村国民健康保険連携会議において、再修正案を提示し、概ね合意を得たところ。

《最終合意案》

- ・将来的には、保険料水準の統一を目指すこと。
- ・統一の時期、統一に向けての工程、調整項目（算定方式、賦課割合、支給基準など）、課題等について具体的に検討を進めること。
- ・統一に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していくこと。
- ・国等から交付される負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として納付金総額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。
ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用できる。

※ 【国の動向】

令和2年5月に示された国保運営方針のガイドラインでは、「将来的に保険料水準の統一を目指すこと」とし、併せて保険者努力支援制度の評価指標に新たに「保険料水準の統一に向けた検討状況」を追加するなど保険料水準の統一化を進めようとしている。

⇒ 都道府県国民健康保険運営方針策定要領（令和2年5月8日厚労省保険局長通知）

保険料率については、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこと